

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
意匠審査基準ワーキンググループ報告書

「創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方等に関する
意匠審査基準の改訂について」（案）

平成30年10月

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおける検討経緯

検討の背景

我が国の現行法令が規定する願書及び図面等の記載要件は、原則として意匠に係る物品全体の開示を求めている。これは、登録意匠の範囲を客観的かつ明確に特定することを可能とするものである一方、意匠の創作の内容を具体的に特定できる場合であっても、創作した部分以外を含む物品全体が開示されていないときは、方式指令や拒絶理由の対象となるケースを生じさせている。

この傾向は、我が国制度に不慣れなユーザーや、我が国を指定した国際意匠登録出願において顕著であり、特に後者に対し我が国が発出した拒絶通報においては、意匠の開示が不足し、意匠が具体的でないとするものが最も多くなっている。一方、当該拒絶通報を発した出願が他の指定国では問題なく登録されるケースがあるとの指摘もあり、国際協調の面からも、意匠の開示に関する図面等の記載要件の見直しが喫緊の課題となっている。

経済産業省・特許庁が 2017 年 7 月から本年 5 月まで開催した「産業競争力とデザインを考える研究会」報告書別紙においては、図面等の記載要件について、「国際意匠登録制度や外国の意匠制度との調和を意識しつつ、図面要件の緩和について、部分意匠の取扱いも含めて検討を進めるべきではないか」との提言がなされている。

また、本年 8 月 6 日に開催された、第 6 回産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会において、「現行制度においては出願に係る意匠について、原則物品全体の形態を開示しなければならない、ユーザーからは図面の記載要件の緩和を望む声が寄せられている。図面の記載要件の緩和に向け、意匠審査基準ワーキンググループにおいて省令等の見直しの検討を進めるべきではないか。」として、本ワーキンググループにおいて当該課題について具体的検討を行うことが示された。

これを受け、本ワーキンググループにおいて、意匠権の明確さを維持しつつ、創作の実態に則した意匠の開示の在り方について、現行意匠法の規定の下における要件の見直しと対応の方向性について検討を行った。

検討の経緯

(1) 第 12 回意匠審査基準ワーキンググループ 平成 30 年 9 月 3 日

- 【検討事項】・意匠登録出願に係る今後の実務運用の在り方
- ・創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方①

(2) 第13回意匠審査基準ワーキンググループ 平成30年9月18日

- 【検討事項】
- ・ 創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方②
 - ・ 意匠審査基準上規定するその他の運用に関する検討事項

(3) 第14回意匠審査基準ワーキンググループ 平成30年10月17日

- 【検討事項】
- ・ 創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方等に関する改訂意匠審査基準案について
 - ・ 意匠審査基準ワーキンググループ報告書の取りまとめ

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループ 委員名簿

青木 大也 大阪大学大学院法学研究科 准教授

神田 栄美子 ヤマハ株式会社 知的財産部 管理渉外グループ 主事

黒田 薫 阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士・弁理士

座長

古城 春実 桜坂法律事務所 弁護士

小山 雅夫 公益財団法人 東京都中小企業振興公社
東京都知的財産総合センター 海外知財アドバイザー

林 美和 T M I 総合法律事務所 弁理士

堀越 敏晴 有限会社シーダブリュエス 代表取締役

(敬称略，五十音順)

I 創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方

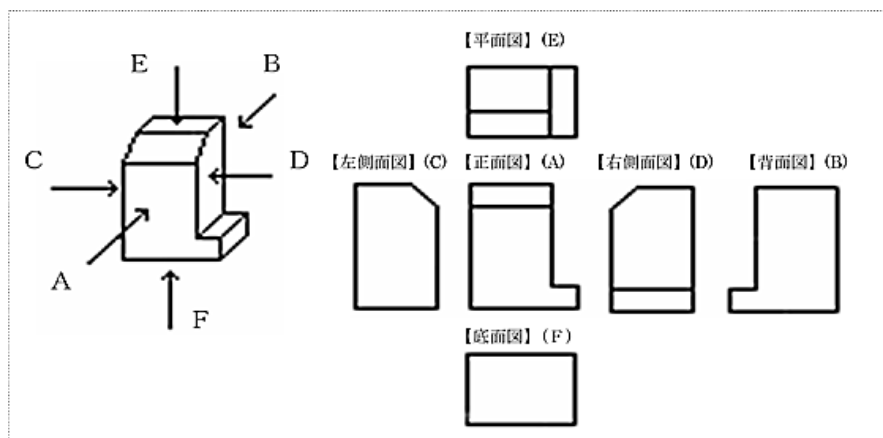
1. 現行制度における状況

意匠登録出願には、所定の事項を記載した願書と意匠を記載した図面の提出が必要（意匠法 6 条）である。意匠権は業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利であり（意匠法第 23 条）、登録意匠の範囲は、願書の記載¹及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本（以下、「図面等」という）により現わされた意匠に基いて定められる（意匠法第 24 条第 1 項）。

したがって、これらは意匠権の客体を定める直接資料となることから、意匠登録出願人は、願書及び図面等自体により、意匠登録を受けようとする意匠を完結的に明確に特定しなければならない²。

現行の意匠法施行規則においては、立体的な意匠について意匠登録を受けようとする場合、図面は原則として正投影図法による六面図³（以下、「六面図」という）で表すこととされている（意匠法施行規則第 3 条、様式第 6 備考 8）。

立体物の各面を正投影図として描いた例



¹ 意匠に係る物品、意匠に係る物品の説明及び意匠の説明の欄の記載並びに部分意匠の欄の有無（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 20 版〕1209 ページ）

² 過去の裁判例においては、一部誤記があっても意匠が完結的に特定される可能性を示唆している。大阪地判昭 46.12.22 意匠権侵害禁止請求事件（昭和 44 年（ワ）3847 号）において、図の間で矛盾する点を有する登録意匠に関し、「符合しない箇所が意匠の本質的な点であり、そのため意匠の不特定を来し、创作者の意図した立体的意匠を客観的に想定するに由なき場合は格別、上記符合しない箇所を当業者の常識をもつて合理的に善解しうる余地があるか、上記不一致の箇所の何れが正しいかを未決定のまま保留しても、それが全体の意匠の把握に大した影響を及ぼさない程度の微細な点である場合には、可能な限り上記図面の記載を統一的、総合的に判断して创作者の意図した意匠の具体的構成の究明につとめるのが条理上自然な解釈態度である」とした。また、東京高判昭 62.5.28 審決取消請求事件（昭和 56 年（行ケ）279 号）では、「出願に係る意匠は願書に添付される意匠を記載した図面（あるいは図面に代わる写真、ひな形又は見本）それ自体によつて完結的に明確に特定されなければならないのであつて、前認定によれば、本件登録意匠においては意匠の説明と図面が一致しないばかりか、図面相互も一致しておらず、しかも、その違いは明らかな誤記と認められるようなものではないから、出願に係る意匠が図面それ自体に完結的に特定されているとはいえず・・・」としている。

³ 一組の正面図、背面図、平面図、底面図、右側面図及び左側面図

この六面図が不足する場合は、原則方式指令（意匠法第 6 8 条第 2 項で準用する特許法第 1 7 条第 3 項）の対象となる。また、部分意匠の意匠登録出願にあたっては、願書に「部分意匠」の欄を設け（意匠法施行規則様式第 2 備考 8）⁴、図面等においては、原則、意匠に係る物品全体を表した上で⁵意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とを描き分けるとともに、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を、願書の「意匠の説明」の欄に記載する必要がある（同様式第 6 備考 1 1）。

こうした現行制度における願書及び図面等の記載要件は、画一的なものである一方で、登録意匠の範囲の特定を客観的かつ確実なものとしている。

2. 諸外国（官庁）の意匠制度における願書及び図面等に関する基本的考え方

（1）ジュネーブ改正協定

世界知的所有権機関（World Intellectual Property Office: WIPO）が管理し、我が国も加入しているジュネーブ改正協定では、複製物は、意匠の詳細の全てを明確に識別でき、かつ、公表できる品質（ハーグ協定の 1999 年改正協定及び 1960 年改正協定に基づく共通規則 第 9 規則(2)(a))、の 1 図以上の提出が要件であり、2 図以上の提出は任意となっている（ジュネーブ改正協定第 5 条）。この例外として「ハーグ協定の 1999 年改正協定及び 1960 年改正協定に基づく共通規則（以下、ジュネーブ改正協定共通規則）」第 9 規則（3）に基づく宣言をした国・地域⁶を指定する場合に限り、当該指定国・地域の指定した図を提出しなければならないものとされている。

（2）米国特許商標庁(United States Patent and Trademark Office: USPTO)

米国特許規則 1.152 は、意匠特許の出願には、「意匠の外観の完全な開示を構成するのに十分な数の図を含まなければならない。」と規定している。審査基準では、図面又は写真（以下、図面等）はクレームの視覚的開示の全体を示すもので、明確で完全でなければならない、特許される意匠に関し推測の余地のないものでなければならないとしている（MPEP1503）。なお、願書の Description の欄に、クレームする意匠の図面等示していない外観に関する説明を記載できる（MPEP1503.01 II(A)(1)）。

⁴ 国際意匠登録出願の場合を除く

⁵ 意匠審査基準 21.1.2「意匠が具体的なものであること」(1) ⑩ (iii) ホ においては、物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表れる図のうち、以下の a から c のいずれかに該当する図が省略されている場合であっても、意匠が具体的なものとして扱うとしている。ただし、図の省略が認められるのは、当該省略を行った旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合に限られている。

a 正面図又は背面図のいずれか一方
b 左側面図又は右側面図のいずれか一方
c 平面図又は底面図のいずれか一方

⁶ 2. に記載したとおり、2018 年 6 月 1 日現在、この宣言をしているのは日本及び韓国のみである

また、米国の意匠特許制度において、保護対象とされるのは工業製品（又はその部品）に具現化又は適用されるデザインであって、製品自体ではないとされている（MPEP1502）。このため、開示しなければならないのは製品全体の形状ではなく、製品に具現化又は適用させるための創作である。よって、願書の記載と図面等から明確なクレームを導き出せる際は、図が 1 図のみの場合（参考 1）や、意匠特許を具現化する製品全体が示されていない場合（参考 2）でも、上記要件を満たすものとして特許され得る。

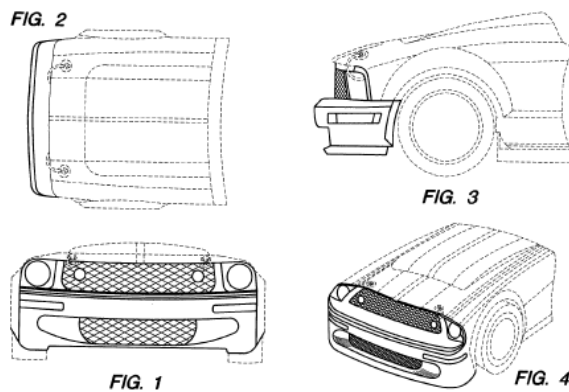
（参考 1） 1 図での登録例



注：この意匠特許は靴底の溝部分を Disclaim した部分意匠出願

米国意匠特許第 D515,790 号（Shoe Sole Bottom）

（参考 2） 製品全体の形状が示されていない登録例



米国意匠特許第 D575,215 号（Front End of an Automobile）

（3）欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office: EUIPO）

欧州共同体登録意匠制度において、共同体意匠の出願においては、願書の必須記載事項の一つとして、「複製に適した意匠の表示」を挙げている（欧州共同体意匠規則第 36 条(1)(c)）。また、7 を超える図を含めることはできず、7 を超える数の図が提示された場合は、登録及び公告の上で余分な図を無視することができるとされている（欧

州共同体意匠委員会規則第 4 条(2))。

欧州共同体登録意匠出願ガイドライン 5 では、保護範囲が明確かつ正確に確定できるよう、図面が自己充足していなければならないとしている。

意匠を表現するための図面として、「aspect views」（「斜視図、正面図、平面図、右側面図、左側面図、背面図、底面図」）の提出を推奨しているが、これはあくまで「推奨」されるものに過ぎず、複製に適した意匠の表示があれば 1 図でも十分としている。

図の省略の記載については、任意記載事項とされている（欧州共同体意匠規則第 36 条(3)(a)）。

（４）意匠法及び実務に関する条約案

現在、WIPO の商標、意匠及び地理的表示に関する常設委員会（Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications: SCT）においては、意匠法及び実務に関する条約草案及び規則草案（Industrial Design Law and Practice –Draft Articles / Regulations）が検討されている。当該草案の策定にあたっては、意匠制度における出願人の願書作成負担を減らすために、出願時に官庁から求める要件を極力緩和しつつ、各国間の手続の調和を目指した議論がおこなわれてきている。同案においては、図面について、意匠を完全に開示する 1 又は 2 以上の図を、出願人の任意（第 3 規則 3 (a)）で提出することを原則とし、その例外として官庁が追加的な図を要求することを認めている（第 3 規則 3 (b)）。

この検討の経緯において、図面により意匠の外観を完全に開示する必要性について異論は出ていない⁷。

3. デザインを取り巻く環境の変化

平成 10 年の意匠法改正以前、意匠法は物品全体に係る意匠のみを保護対象としていた。このような状況の下においては、意匠に係る物品全体について、その創作を完結的に明確に特定しなければならないのは当然であり、その手法として正投影図法による六面図の提出を原則としていたことは合理的であったといえる。

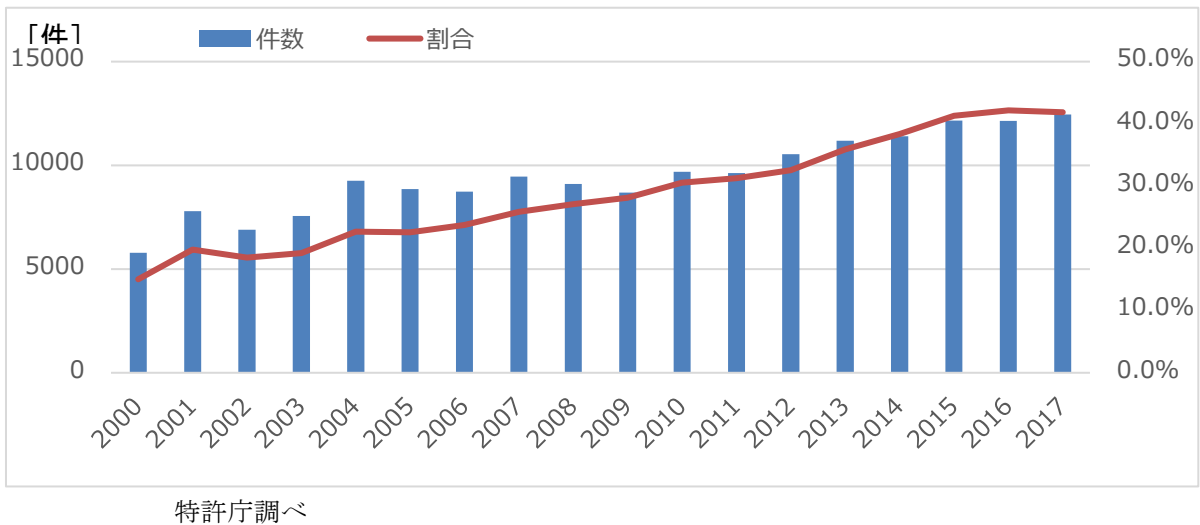
しかしながら、意匠の創作は、物品全体についてのみなされるのではなく、物品の部分についてなされることも多い。この実情に則して、平成 10 年に部分意匠制度が導入された。当該制度導入当初は、部分意匠の意匠登録出願が意匠登録出願全体に占める割合は 2 割弱であったが、その後割合を増し、平成 28 年（2016 年）には全

⁷ 意匠法及び実務に関する規則草案（SCT/35/3）の注釈 Note R3.03 It is generally agreed that the industrial design should be represented in such a way as to completely disclose its appearance. While several views of the design may be needed to fully disclose certain designs, it cannot be excluded that even a three-dimensional design could be fully disclosed by means of a single view, such as, for example, a perspective view.

仮訳：外観を完全に開示するために意匠はこのような方法で説明されるべきだという見解は、一般に一致している。意匠を十全に開示するために複数の表示が必要な場合があるが、3 次元の意匠は透視図などの 1 つの表示で十全に開示できる場合がある。

体の 4 割を超すに至っている（参考 3）。

（参考 3）部分意匠出願件数及び意匠出願全体に占める割合（年）



4. 現行制度において生じている問題

我が国における現行の図面の記載要件は、全ての製図の分野で機械的な対象物を投影する方法として幅広く利用される図法⁸として JIS(日本工業規格)においても採用される正投影図法を基礎とするものであり、これにより物品全体の形態を明らかにすることを要件としている。こうした我が国の図面等の記載要件は、登録意匠の範囲の客観的かつ明確な特定に資するものとなっている。

正投影図法は、比較的平易な描画手法によって物品全体の形態を精緻に特定することができるものであるが、我が国においては、出願人が創作を行わなかった部位についても、原則全て開示を行うことを要し、図の省略を行った場合は、その旨を願書の意匠の説明の欄に記載しなければならない⁹。

他方、多くの諸外国（官庁）において、意匠の開示に関する要件は、上記のとおり、創作の特定に必要なもののみであることが一般的となっている。よって、物品の一部についてのみ創作を行った場合、創作の内容の特定に必要な無い他の部分については必須の開示事項ではない。

このように、我が国と諸外国との間で、意匠の開示要件に係る基本的な考え方が異なることから、諸外国から我が国を指定した国際意匠登録出願について発した拒絶理由通報については、意匠の開示が不十分とするものが最も多くなっている（参考 4）。また、これら拒絶理由通報を発した出願が、他の指定国では問題なく登録されているとの指摘もある。

⁸ JIS 8315-2(製図-投影法-第 2 部：正投影法)「まえがき」より抜粋

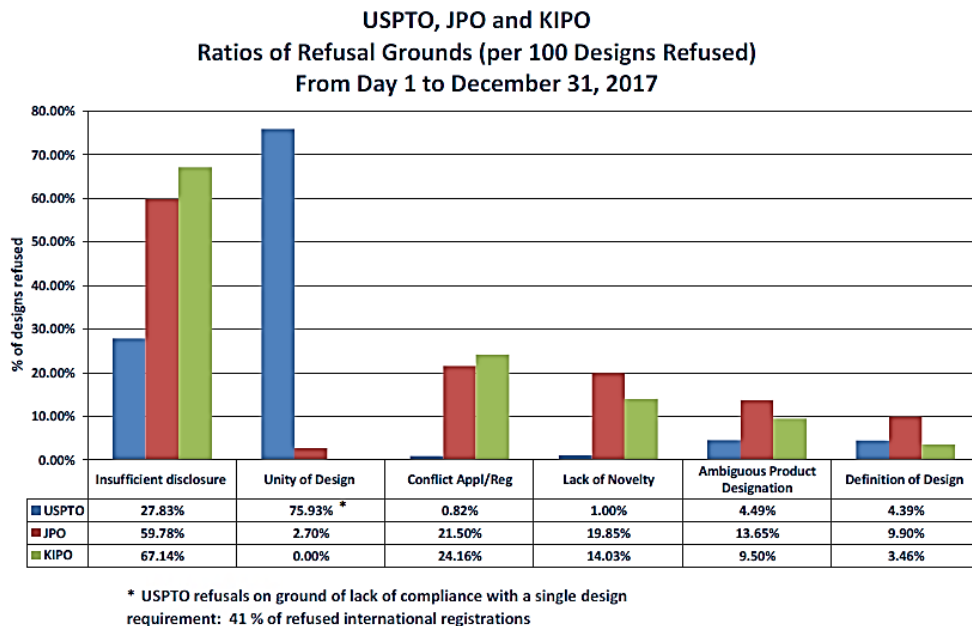
⁹ 意匠審査基準 21.1.2「意匠が具体的なものであること」(1) ⑩ (iii) ハにより底面図を省略する場合は、図の省略を行った旨の説明は不要。

したがって、我が国において、意匠の開示が不足するとして、方式指令や拒絶理由の対象としている諸外国の出願人等による出願の多くは、本来、出願人にとって、自身の創作の内容を明確に示した図が表されたものであると考えられる。

また、国内出願においても、出願数の少ない出願人、すなわち、意匠登録出願に不慣れな者に対する拒絶理由については、慣れた者に比べ、開示不足を含む「意匠が具体的でない」が通知される割合が高い（参考 5）。

こうした点を考慮すると、我が国における現行の意匠の開示要件は、諸外国のユーザーや制度に不慣れなユーザーをはじめとする意匠制度を活用しようとする者にとっては、意匠の創作を特定する上で不要と考えたものについてまで提出を求めているものであり、手続上の負担の一つとなり得るものともいわざるを得ない¹⁰。よって、意匠の明確性を確保しつつ、より簡便な手続により、意匠権の取得を可能とするためにも、創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方について検討を行うことが課題となっている。

（参考 4）2017 年における USPTO、JPO、KIPO の拒絶の理由の割合

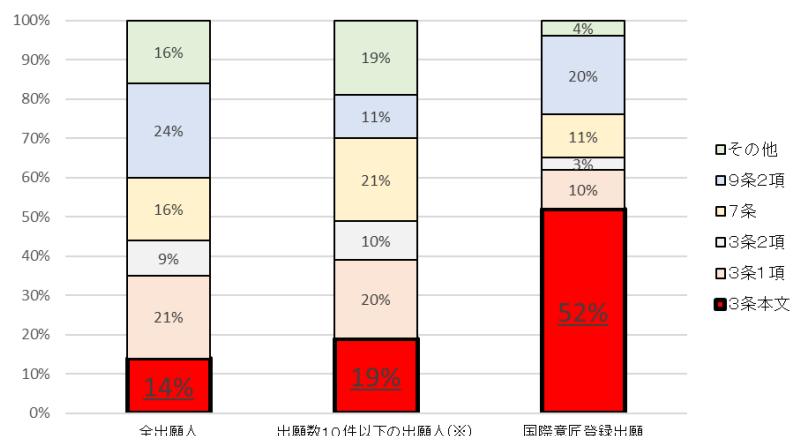


WIPO H/LD/WG/7/4 ANNEX 資料より

¹⁰ 「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下、「ジュネーブ改正協定」）についてみても、54 の加盟国・地域（2018 年 8 月現在）のうち、図面提出に要件を課しているのは我が国と韓国のみである。

- ・我が国の複製物に関する宣言事項は、意匠を構成する物品が 3 次元（立体）である場合には、正投影図法により作成した正面図、背面図、平面図、底面図、左側面図及び右側面図が必要であるとするもの。
- ・韓国が複製物に関して求める宣言事項は以下の各点のみ。
 - (i) 一組の物品のデザインの場合、組み合わせられた全体図及び構成物品ごとの関連する図
 - (ii) タイプフェイスのデザインの場合、文字の図示、文章による例示、代表的文字

(参考 5) 2017 年度の拒絶理由通知内訳



※共同出願を含む出願件数が 1997～2017 年度で計 10 件以下の出願人
(2017 年度に拒絶理由通知を発送した筆頭出願人が対象)

■ 3 条本文：意匠の定義への該当性・意匠が具体的であること・工業上の利用可能性等
 ■ 3 条 1 項：新規性、■ 3 条 2 項：創作非容易性、■ 7 条：一意匠一出願・物品の区分、
 ■ 9 条 2 項：先願（同日出願）、■ 1 7 条：その他
 特許庁調べ

5. 意匠の開示の在り方についての実務運用の見直しの方向性

我が国意匠法の目的が意匠の創作の奨励であることに照らし、以上の各点を踏まえつつ、意匠の創作の実態に則した意匠の開示要件の在り方について、以下の論点を中心とする実務運用の見直しの考え方をまとめた。

【図面等の記載に関する論点】

- (1) 底面や背面等、出願人が創作範囲外と考える部位の開示がなされていない場合の考え方（意匠法施行規則様式第 6 備考 8）
- (2) 意匠登録を受けようとする部分以外の部分の開示がなされていない場合の考え方（意匠法施行規則様式第 6 備考 1 1）
- (3) 六面図等に意匠を構成する物品以外の物品を表した場合の考え方（意匠法施行規則様式第 6 備考 7）
- (4) 中間省略を行う際の図示方法（意匠法施行規則様式第 6 備考 1 3）

【願書の記載に関する論点】

- (5) 部分意匠に関する検討事項
 - ① 「部分意匠」の欄の不足（意匠法施行規則様式第 2 備考 8）
 - ② 部分意匠に関する意匠法第 9 条（先願）の規定の判断
- (6) 図面上中間省略を行った場合の願書の記載事項（意匠法施行規則様式第 6 備考 1 3）

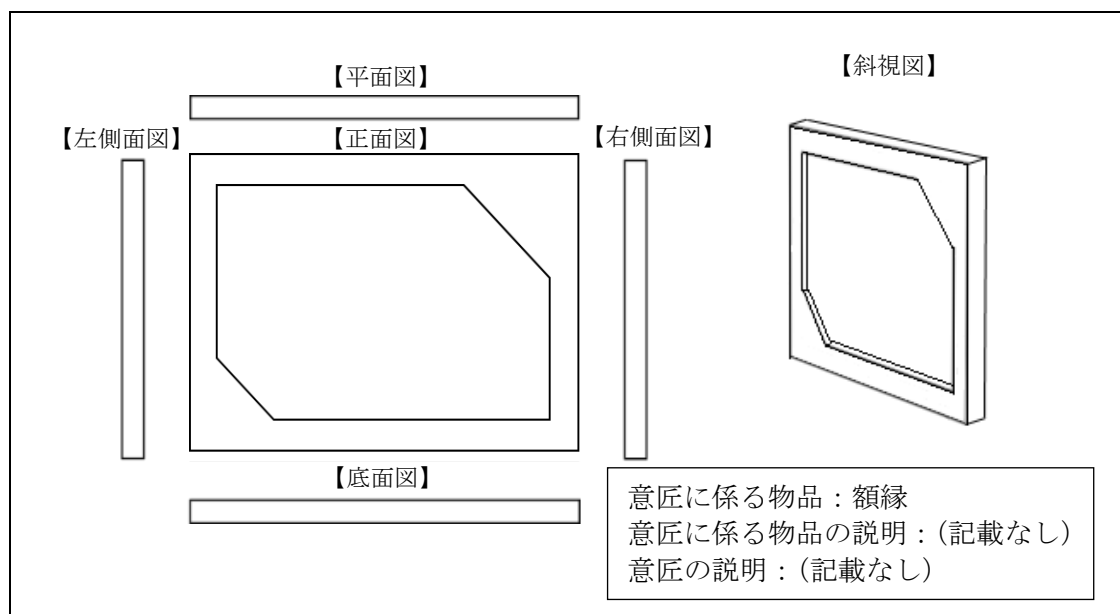
上記各点についての検討結果は以下のとおり。

（１）図面等の記載に関する事項

①出願人が創作範囲外と考える面等の開示がなされていない場合（背面、底面、裏面、蓋を開けた状態の内部等）

現行制度においては、次の参考 6 に示すように、六面図が不足する意匠登録出願については、方式的な要件を満たさないものとして方式指令の対象となる。また、実体的にみても、背面が開示されておらず一の具体的な意匠を特定することができないことから、意匠法第 3 条本文にいう工業上利用できる意匠に該当せず、拒絶の理由を有するものである。

（参考 6）背面が開示されていない意匠登録出願の仮想事例



一方、上記参考 6 に示した額縁の意匠について、出願人が創作し、権利化を図ろうとしたのは背面部以外の部分であると考え、当該意匠登録出願の例は、出願人の行った意匠の創作の具体的な内容が、願書及び図面等によって完結的に特定されているともいい得る。

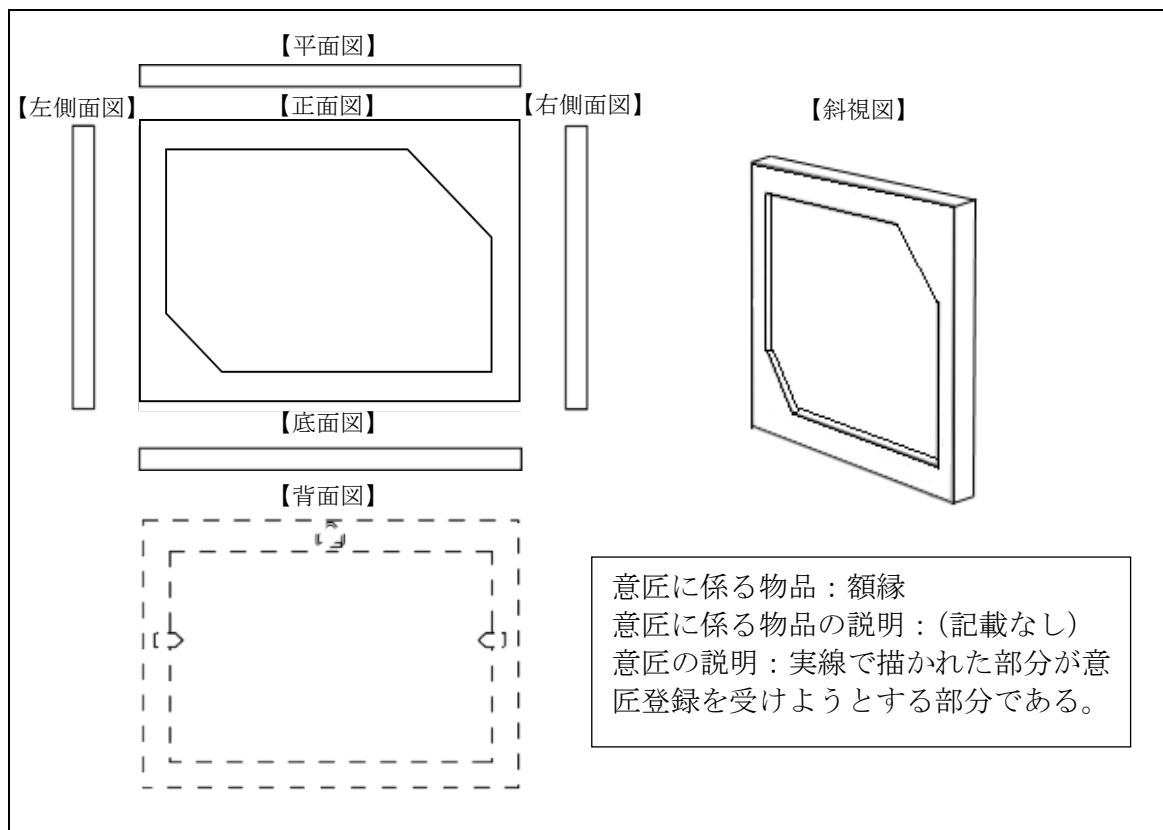
意匠登録出願の願書及び図面等に求められるのは、意匠権の権利の客体である、意匠の創作の具体的な内容を特定することである。よって、願書及び図面等において意匠の創作の内容の特定に必ずしも必要のない図や願書上の記載については、意匠登録出願における要件としなくとも不都合な点や混乱が生じることはないと考えられる。

したがって、願書の記載と願書に添付された図面等において開示された範囲を、現

行の部分意匠制度における「意匠登録を受けようとする部分」と捉えることで創作の内容が特定できる¹¹のであれば、開示されていない範囲は意匠登録を受けようとする部分以外の部分と捉えることにより、一の具体的な意匠が特定可能であることから、工業上利用することができる意匠に該当すると捉えることとすることが適当である。

例えば上記参考 6 の事例については、具体的な創作が行われていない背面部以外の部分については、具体的な形態が特定できるものであり、かつ、当該部分の用途と機能、及び物品全体における位置・大きさ・範囲についても特定ができるものであることから、方式指令や拒絶理由の対象とせず、審査運用上、開示された部分について意匠登録を受けようとするもの、すなわち、以下に示す参考 7 の事例と同様に扱うこととすることが適当である。

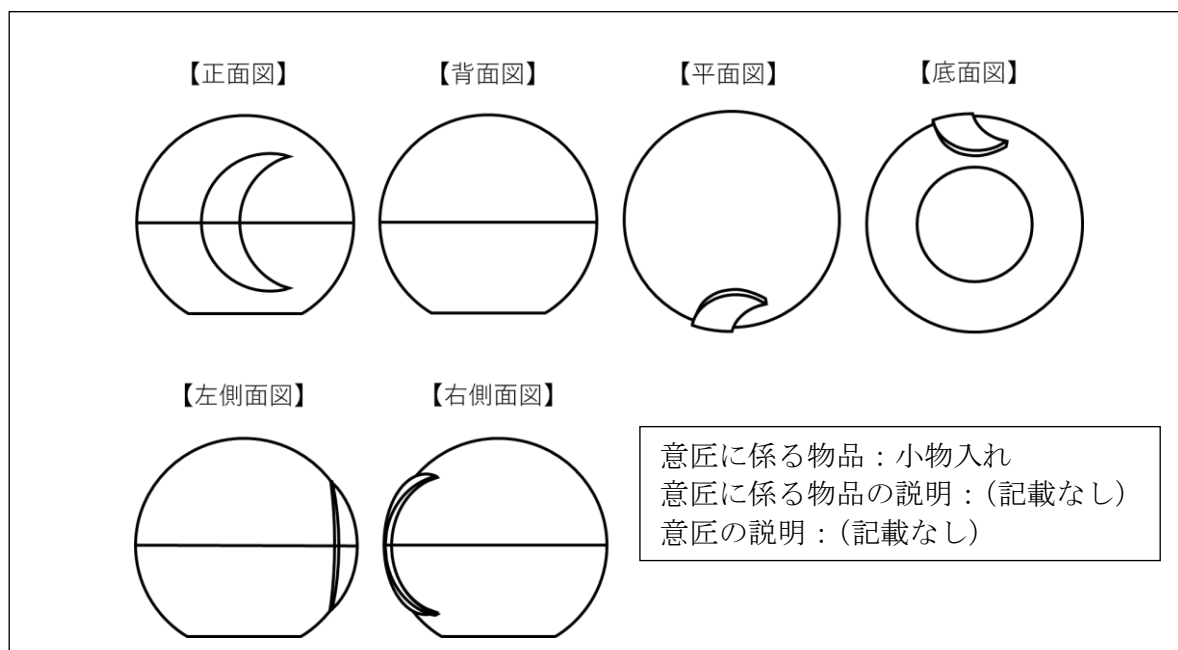
(参考 7) 背面部以外について意匠登録を受けようとする部分とした意匠登録出願の仮想事例



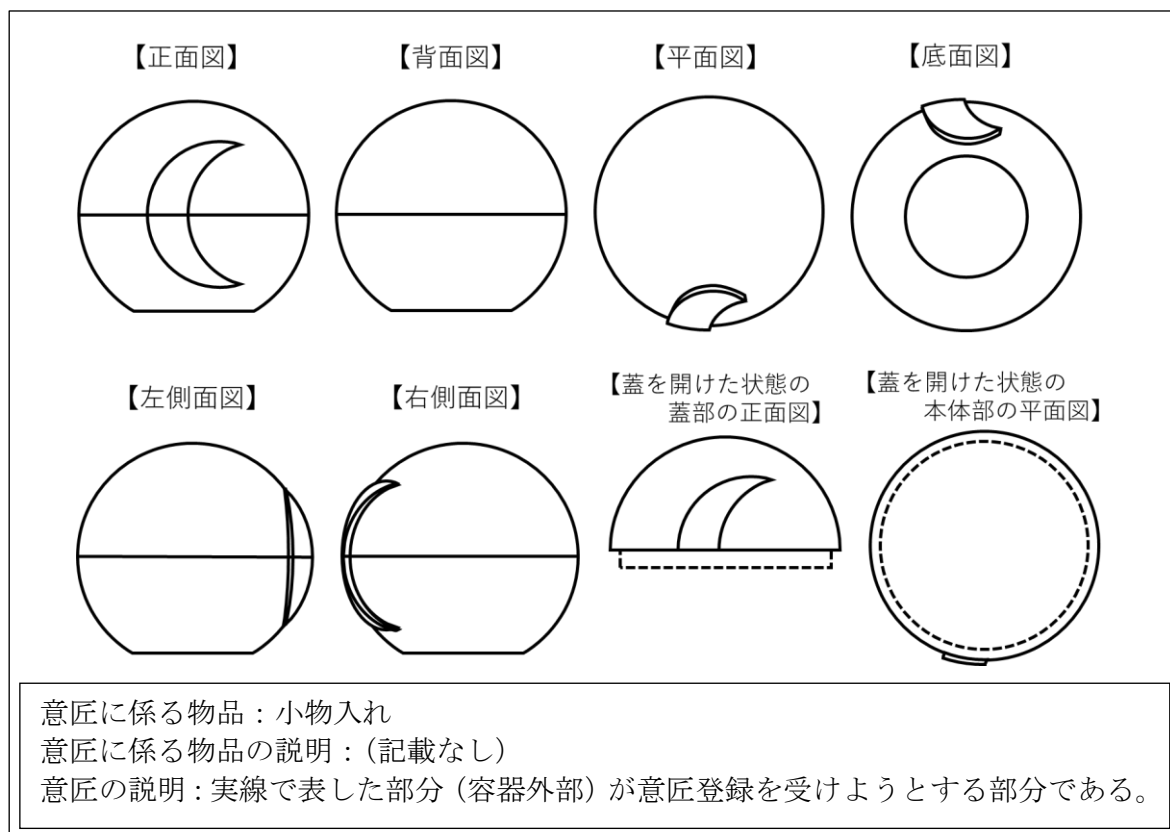
¹¹ なお、過去の裁判例（東京高裁平成 12 年 9 月 27 日意匠権行政訴訟（平成 11(行ケ)第 00391 号））においては、斜視図 1 枚からなる引用意匠に基づく拒絶理由について「一般に、引用意匠の構成を示す資料が限られていても、これにより認定することのできる範囲においてその構成を認定することに問題はない。」としており、他の裁判例でも同様の判断をしている。

また、以下の参考 8 の事例についても、参考 9 の事例と同様に扱うことが適当である。

(参考 8) 蓋を開けた状態の形態が開示されていない意匠登録出願の仮想事例

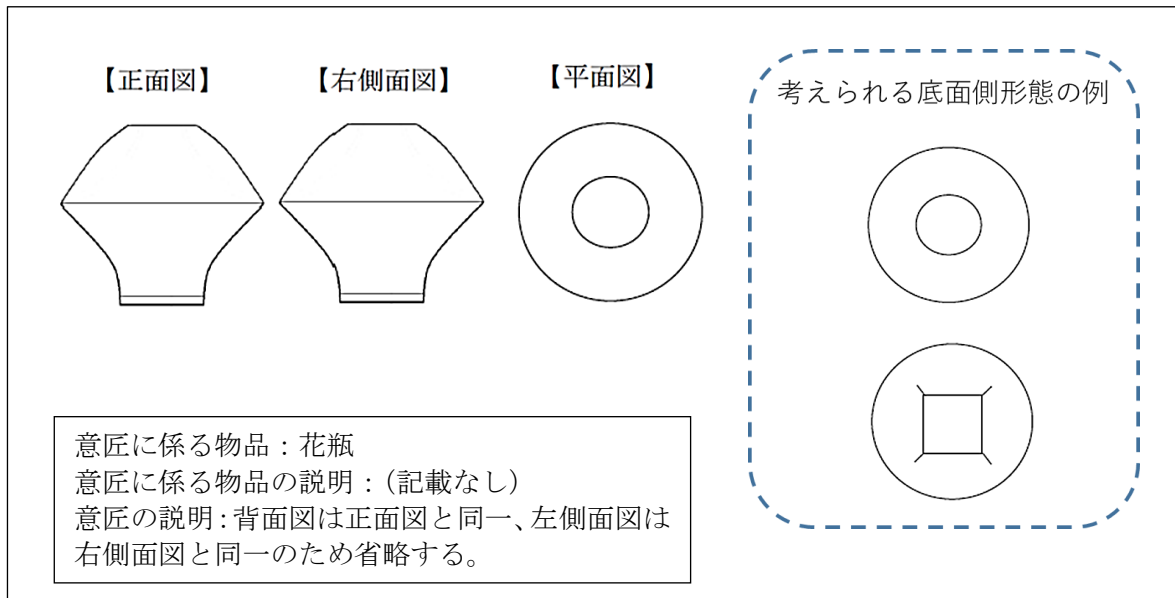


(参考 9) 容器外部について意匠登録を受けようとする部分とした意匠登録出願の仮想事例



一方、以下の事例については、一の具体的な形態が特定できないことから、意匠が具体的でないものとして扱うことが適当である。

(参考 10) 一の具体的な形態が特定できない意匠登録出願の仮想事例



②意匠登録を受けようとする部分以外の部分の開示がなされていない場合

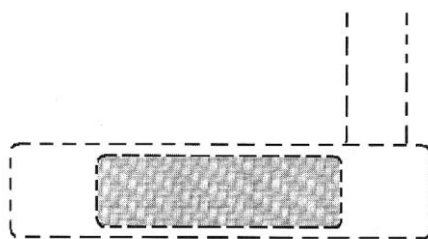
前述のとおり、部分意匠の意匠登録出願件数は年々増加している。

この出願の背景には、新たに製品全体の形状を創作したのではなく、既存の製品の一部を改良した場合が想定される。我が国の現行意匠制度においては、このような物品の部分の創作について権利化を望む場合も、出願の事務上の要請に基づき、原則、全体意匠の意匠登録出願の場合と同様に、部分意匠として意匠登録を受けようとする自ら創作した部分以外も含む、物品全体について図示しなければならない。これら意匠登録を受けようとする部分以外の部分の開示要件は、部分意匠の物品全体の形態における位置・大きさ・範囲を認定するために必要となる情報である。

一方、意匠登録を受けようとする部分以外の部分の図示が不足する場合であっても意匠登録を受けようとする部分の物品全体の形態における位置、大きさ、範囲について、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断した場に、合理的に導き出すことができる場合も存在する。

今後は、そうしたケースについては、出願人の行った意匠の創作というアイデアについて、願書及び願書に添付された図面によって完結的に明確に特定されているといえることから、意匠に係る物品全体が描かれていなくても意匠審査上意匠が具体的なものと取り扱うことが適当である。

(参考 1 1) 意匠登録を受けようとする部分以外の部分が完全に示されていない登録例

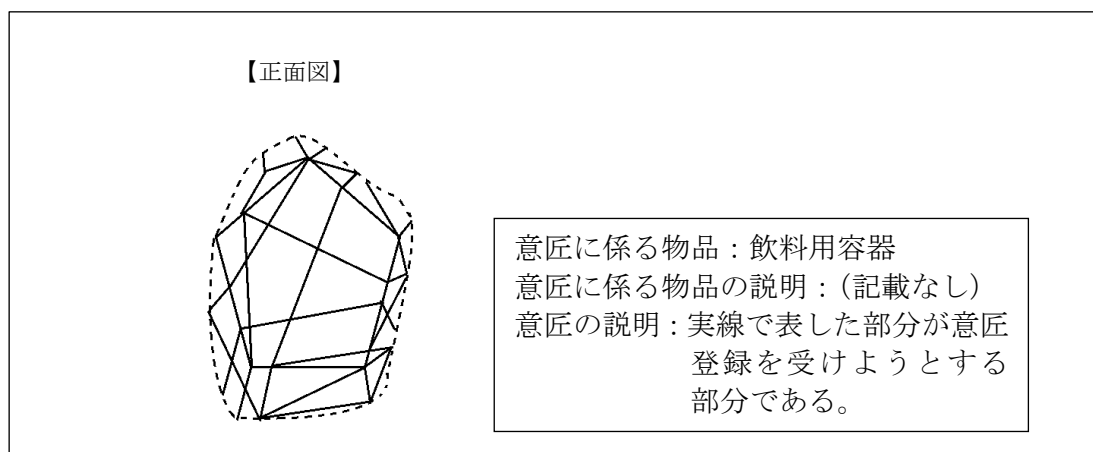


米国意匠特許第 D537,898 号 (Portion of a Golf Club Head)

本参考例の他、上記参考 1 及び 2 に示した例については、物品全体の形態を示さずとも、物品の性質に照らし、意匠登録を受けようとする部分の物品全体の形態における位置、大きさ、範囲を特定することができる。

ただし、以下の事例のように、意匠登録を受けようとする部分の物品全体の形態における位置・大きさ・範囲を、合理的に導き出すことができない場合には、意匠が具体的でないものとして取り扱うことが適当である。

(参考 1 2) 意匠登録を受けようとする部分の物品全体の形態における位置・大きさ・範囲が不明である場合の仮想事例



③六面図等に意匠を構成する物品以外の物品を表した場合

立体的な特徴をもつ衣服等を写真で出願する際、衣服それ自体ではその立体形状を保つことができず、人やマネキン等に着用させなければその形態的特徴を表すことができない場合がある。また、他の製品に組み込まれる部品については、他の製品にど

のように組み込まれるかを示さなければ、当該部品の用途、機能及びその形態的特徴が不明確となる場合も存在する。

我が国においては、意匠の理解を助けるために必要があるときに、使用の状態を示した図その他の参考図を加えることを認めている（意匠法施行規則様式第 6 備考 14）。一方、当該参考図を除いては、図形の中に意匠を構成しない線等を描いてはならないとしている（意匠法施行規則様式第 6 備考 7）。このため、参考図以外の六面図等においては、意匠を構成する物品以外の物品を描くことは認められていない。

（参考 13）諸外国における意匠を構成する物品以外のものを含んだ登録例



欧州共同体登録意匠第 RCD004867000-0003 号 (Costumes, Dresses)

ジュネーブ改正協定に係る、「ハーグ協定に係る出願のための実施細則」第 402 節 (a)においては、写真及び他の図示的表現には、意匠のみ、又は意匠が使用されることとなる製品を表すものとし、他のいかなる対象物、附属品、人又は動物も除外することとしている。一方、この例外として、ディスクレーマーについて規定する同 403 節 (b)では、403 節(a)に規定された国際出願内の「出願の対象である意匠の複製物又は特徴についての簡潔な説明」において、及び/又は、点線若しくは破線又は着色をすることにより、意匠又は意匠が使用されることとなる製品の一部を構成しないものを図面等に表すことができるとしている。

米国では、MPEP1503.02Ⅲにおいて、破線の用途のうちの一つとして、デザインに関連しクレームに含まれない構成であり、示す必要があると考えられるものについて、破線により図面等に描いてもよい、とされている。

また、現在 WIPO SCT で検討中の意匠法及び実務に関する規則草案において、第 3 規則 (1) (c) は、意匠図面には意匠単独であらわすことを原則としており¹²、この例外として、同規則 (2) において、環境や意匠登録を受けようとする部分以外の部分を示すための点線や波線（第 3 規則 (2) (i)）及び凹凸や体積を示すためのシェー

¹² The industrial design shall be represented alone, to the exclusion of any other matter.

ディング（第 3 規則（2）（ii））が挙げられている。

これらを考慮すると、以下の各対応が考えられる。

案 1 願書の記載及び図面の記載を総合的に判断し、意匠登録を受けようとする物品以外のものであることが明らかなものについては、それらを六面図等に表すことを可能とする。

上記参考 1 3 の例では、説明がなくとも意匠に係る物品の表示から、意匠登録を受けようとする物品は衣服であることが明確であり、衣服とマネキンの区別についても疑義が生じる可能性は低く、意匠登録を受けようとする物品以外が破線で描かれず、明確な説明がなくとも出願人の行った意匠の創作というアイデアについて、願書及び願書に添付された図面によって完結的に明確に特定されているといえる。

このため、このように、願書の記載及び図面の記載を総合的に判断して、意匠以外の物品等であることが明らかなものについては、破線で示しておらず、説明に記載がなくとも、方式要件も工業上の利用可能性も満たしていると捉える。

案 2 意匠登録を受けようとする物品以外のものについては、説明がある場合、及び／又は破線で描いた場合のみ六面図等に表すことを可能とする。

参考 1 3 で示した図のような、衣服とマネキンが図面に含まれ、製品の表示に「衣服」とのみ書かれている場合、意匠権を得ようとするのは衣服のみであり、マネキンは意匠権を得ようとする部分に含まれない、との理解がおおよそ一般的な理解といえる。一方、参考 1 3 の例ほど意匠登録を受けようとする物品とそれ以外の物品の区別ができない場合もあり得る。このような場合でも、破線で描いた場合や、説明があれば、疑義をさしはさむ余地なく、出願人の行った意匠の創作というアイデアについて、願書及び願書に添付された図面によって完結的に明確に特定されているといえる。

よって、図には意匠登録を受けようとする物品のみ示すことを原則としつつ、説明がある場合、及び／又は破線で描いた場合のみ、意匠登録を受けようとする物品以外の物品を図面に含むことを認める。

案 3 意匠登録を受けようとする物品以外のものについては、説明の記載を行い且つ図面において破線等により描き分けを行った場合のみ、六面図等に表すことを可能とする。

参考 1 3 で示した図のような、衣服とマネキンが図面に含まれ、製品の表示に「衣服」とのみ書かれている場合、意匠権を得ようとするのは衣服のみであり、マネキンは意匠権を得ようとする部分に含まれない、との理解がおおよそ

一般的な理解といえる。しかしながら、図面のみによっては速やかに当該理解を行うことが難しい場合も想定されることから、図には意匠登録を受けようとする物品のみ示すことを原則としつつ、説明の記載を行い且つ図面において破線等による描き分けを行った場合のみ、意匠登録を受けようとする物品以外の物品を図面に含むことを認める。

上記の各案を比較した場合、案 1 では、衣服等のわかりやすい事例の場合については問題が生じることが少ない一方、他の物品においては意匠登録を受けようとする物品とその他の物品との境界がわかりにくい場合も考えられ、登録意匠の内容が不明確となるおそれがある。

また、案 3 においては、意匠が明確に特定されている場合であっても、形式的な要件を充足するために、説明の補充や図面の補正を行わなければならない場合が生じ、ユーザーに不要な手続要件を課すこととなりかねない、

他方、案 2 については、意匠の明確性を保ちつつも、ユーザーの手続負担を最小限にすることが可能である。また、ジュネーブ改正協定や、米国、さらには現在 WIPO SCT で検討中の意匠法及び実務に関する条約／規則草案においても、案 2 と同様に、図には意匠登録を受けようとする物品のみ示すことを原則としつつ、説明がある場合、及び／又は破線で描いた場合のみ、意匠登録を受けようとする物品以外の物品を図面に含むことを認めている。

よって、諸外国との制度調和をも考慮し、今後は、案 2 に示したように、図には意匠登録を受けようとする物品のみ示すことを原則としつつ、説明がある場合、及び／又は破線で描いた場合のみ、意匠登録を受けようとする物品以外の物品を図面に含むことを認めることが適当である。

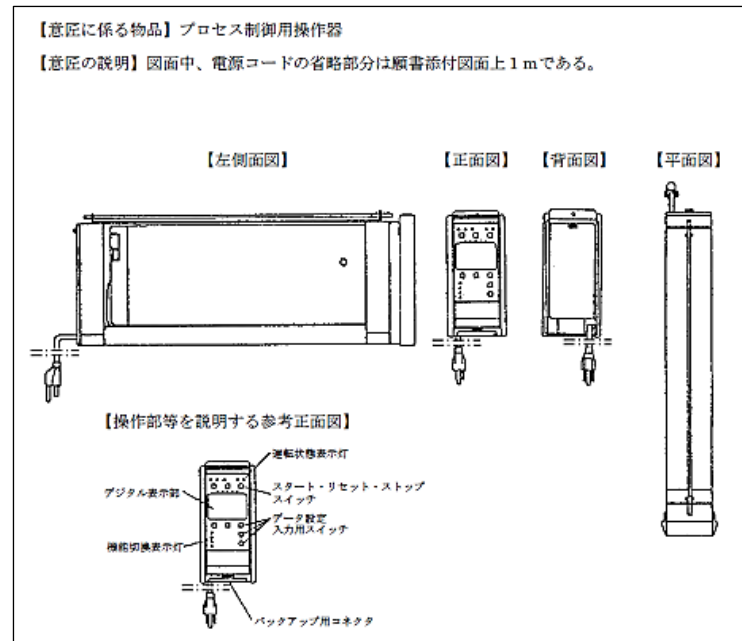
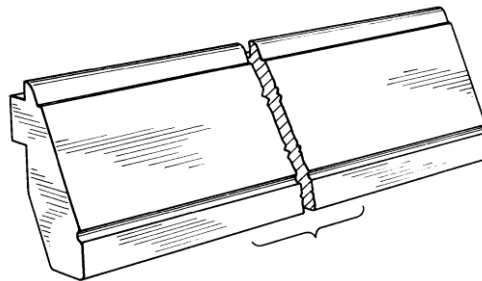
④中間省略の図示方法等

家電製品における電源ケーブルのように、創作上重要ではないが、長いため、全体を図示しようとするると相対的に意匠全体の図示の縮尺が小さくなり、意匠の特徴が図面上わかりにくくなることもある。

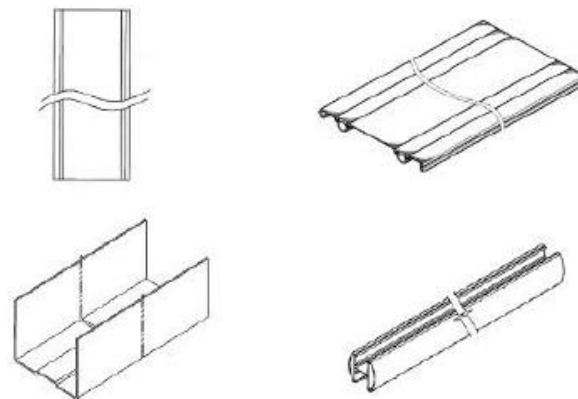
我が国では、このような、物品の一部分の図示を省略しても意匠が明らかに分かる場合であって、作図上やむを得ない場合に、2 本の平行な 1 点鎖線で切断したように示し、かつ、その旨およびその省略個所の図面上の寸法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することで、その部分の記載を省略してもよいこととしている（意匠法施行規則様式第 6 備考 13）。

しかしながら、諸外国においては、以下参考 15～16 に示すように様々な表現方法により、物品の中間となる一部の図示を省略することを認めている。

(参考 1 4) 我が国の施行規則に則した記載例

(参考 1 5) 米国意匠特許出願ガイドライン 16 頁 (Article Shown Broken Away) 掲載の図
(Picture Frame Molding)

(参考 1 6) 韓国デザイン審査基準第 4 部第 2 章第 2 節 17) に掲載されている図面の記載例



参考 15～16 に示した例については、我が国で規定されている 2 本の一点鎖線により切断するように描かれたものとは異なる表現であるが、これらの図法であっても、切断箇所がどこか、という点に疑義は生じず、出願人の行った意匠の創作というアイデアについて、願書及び願書に添付された図面によって完結的に明確に特定する上で支障も生じない。

よって、今後は、2 本の一点鎖線により切断するように描かれたものでなくとも、中間を省略する図法であることが明らかである場合は、方式要件も工業上の利用可能性も満たしているものとして扱うことが適当である。

(2) 願書の記載事項等に関する事項

①図面上中間省略を行った場合

中間省略について規定する意匠法施行規則様式第 6 備考 13 においては、願書の「【意匠の説明】」の欄に省略箇所の図面上の寸法を記載することとしている。

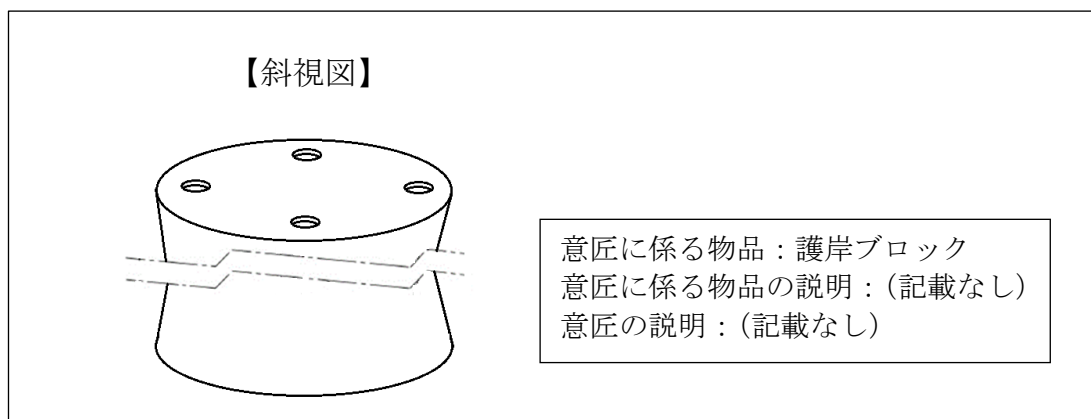
しかしながら、これら中間省略をしようとする箇所は、出願人にとって、創作上重要な箇所ではない部位であるともいい得る。例えば、ケーブルやホースの両端について創作した場合のように、中間部分は使用する状況に合わせた長さとするなど、そもそも中間省略した部分を厳密に特定しようとしていないケースが多いものと考えられる。

よって、図面中に中間省略をした部分を含み、省略部の長さが願書の「【意匠の説明】」の欄に記載されていない場合は、図面に開示した部分について意匠登録を受けようとする部分意匠の意匠登録出願であって、記載を省略した部分を意匠登録を受けようとする部分以外の部分と認定することにより、出願人の行った意匠の創作の内容について、願書及び願書に添付された図面によって完結的に明確に特定されているといい得るケースも存在する。

そこで今後は、中間省略がなされた図面が添付された意匠登録出願について、その願書の「【意匠の説明の欄】」に、省略部の長さが記載されていない場合は、開示された部分について、部分意匠として意匠登録を受けようとするものと判断することにより、意匠が具体的なものと認められる場合には、方式要件も工業上の利用可能性に係る要件も満たしているものとして取扱うことが適当である。

ただし、以下の参考事例のように、創作された意匠の骨格となる構成（プロポーション）が不明確となる場合や、創作された部分の物品全体の形態における位置・大きさ・範囲が不明となる場合は、意匠が具体的でないものと判断することが適当である。

(参考 17) 意匠が具体的なものでない場合の例 (仮想事例)



②部分意匠に関する検討事項

平成 10 年の法改正で導入された部分意匠制度により、物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、原則、①図面において意匠登録を受けようとする部分を特定し（意匠法施行規則様式第 6 備考 11）、②願書に【部分意匠】の欄を設けると共に（意匠法施行規則様式第 2 備考 8）、③願書の【意匠の説明】の欄に、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を記載する（意匠法施行規則様式第 6 備考 11）、との 3 つの要件を満たしていなければならない（国際意匠登録出願の場合を除く）。

これらは、諸外国の制度に比して厳しい要件となっている。例えば、ジュネーブ改正協定では、ディスクレーマーについて、願書の **Description** の欄での説明、及び／又は図面における点線、破線若しくは加色により示すとしており、願書の説明の記載のみ、又は図面上の描き分けのみによって、ディスクレーム部を示すことを許容している（実施細則 403 節）。

(i) 部分意匠の欄の不足（意匠法施行規則様式第 2 備考 8）

部分意匠の欄は、出願又は登録された意匠が物品全体に係る意匠の保護を求めているものか物品の部分に係る意匠の保護を求めているものを明確にするとともに、先行意匠調査をする際の調査対象の峻別等において用いることができることから、出願人にとって一定の便益を生じさせている。

他方、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願においては、部分意匠の欄の記載は願書の記載事項に含まれておらず、仮に出願人が当該欄を設けたとしても国際事務局において削除される¹³。すなわち、部分意匠の欄は、我が国に直接出願する者に対して

¹³ 部分意匠の欄は、願書記載事項として 1960 年のハーグ改正協定、1999 年のジュネーブ改正協定、共通規則及び実施細則の何れにも挙げられておらず、また、共通規則第 7 規則（6）の規定により、国際意匠登録出願にはこれら協定等に挙げられていない事項が国際意匠登録出願に含まれる場合国際事務局で削除する旨規定されていることから、国際意匠登録出願に部分意匠の欄が含まれることはない。

のみ課される願書記載事項といえる。

また、部分意匠の欄がなくとも、意匠登録出願の対象が部分意匠であると認定できるものが多々あることを考慮すると、通常の国内出願においても、当該欄を願書に記載しなければならない必須の事項とする必要性は低い。

これらの事情及び出願人の便益を考慮すると、以下の各対応が考えられる。

案 1 通常の出願の場合、原則部分意匠の欄の記載を必要とするが、国際意匠登録出願の場合と同様に、部分意匠の欄の記載が無い場合であっても、審査官が部分意匠と判断する場合には、その旨の情報を審査官が付与する。

案 2 願書の部分意匠の欄を記載することを一律不要とし、審査官も部分意匠である旨の情報の付与を行わない。

上記参考 3 に示したように、意匠登録出願全体に占める部分意匠の割合は年々増えており、近年は 4 割強を占めるに至っている。また、乗用自動車の車内部分や、大型の機械などであって常時は底面を見ることができないものにおける底面部等のように、現行運用において、全体意匠として意匠登録出願されているものであっても、厳密には、物品全体の形態が開示されていないものも多数存在する。これらを考慮すると、あえて全体意匠と部分意匠とを厳格に峻別し、部分意匠の意匠登録出願について、部分意匠の欄の記載を願書の必須の記載要件として維持する必要性は乏しい。

なお、部分意匠の欄を廃止することに伴い考えられるデメリットとして、ユーザーが意匠出願戦略の策定や先行意匠調査の際に、部分意匠の欄の有無で登録意匠情報の抽出を行うことができなくなることが考えられる。しかしながら、この点については、意匠分類等、検索キーを付与することで部分意匠を抽出することも可能であり、こうした代替情報を付与すれば部分意匠の欄をなくしたとしてもユーザーへのデメリットは実質的に生じない。

よって、今後は上記の案 2 のように、意匠法施行規則様式第 2 備考 8 を削除し、願書に部分意匠の欄を記載することを不要とすることが適当である。

（ii）意匠法第 9 条の判断

現行運用においては、意匠法第 9 条に規定する先願の判断は、全体意匠の意匠登録出願同士又は部分意匠の意匠登録出願同士の場合のみ行い、全体意匠と部分意匠との間では判断は行わないこととしている（意匠審査基準 61.1.1）¹⁴。

¹⁴ 意匠審査基準 61.1.1 意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用の対象となる意匠登録出願
意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定は、全体意匠の意匠登録出願同士又は部分意匠の意匠登録出願同士、すなわち、意匠登録を受けようとする方法及び対象が同じ意匠登録出願同士においてその適用について判断する。（後略）

他方、先願の規定を全体意匠と部分意匠との間には一律適用しないことは、実質的なダブルパテントに近い権利が並立する恐れがあるとの指摘もある。また、この運用を行うためには、全体意匠と部分意匠とを厳密に峻別する必要性が生じ、結果として、部分意匠の意匠登録出願について、願書及び図面等の記載要件に、全体意匠の場合における要件に加えて多数の付加的な要件を設けなければならない、ユーザーに過度の手続要件を課すこととなっている。

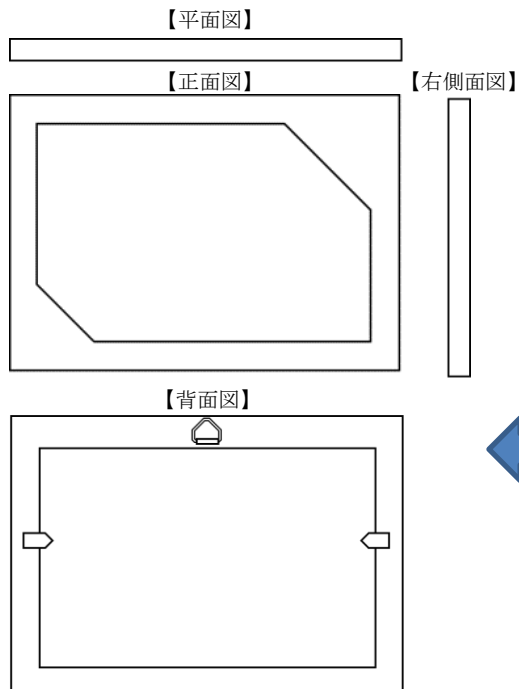
上記の状況に照らし、先願の規定の判断における現行の運用を見直し、全体意匠と部分意匠との間でも先願の判断を行い、意匠登録を受けようとする箇所を対比した結果、両者が実質的に類似する場合には、意匠法第 9 条（先願）の規定を適用することが適当である（参考 18）。

（参考 18）全体意匠と部分意匠との判断事例案

左は全体意匠、右は背面図における金具部を破線で表し非請求部分とした部分意匠。現行運用では、先願の規定を適用しないとしている。今後はこれを類似する意匠として先願の規定を適用することが適当である。

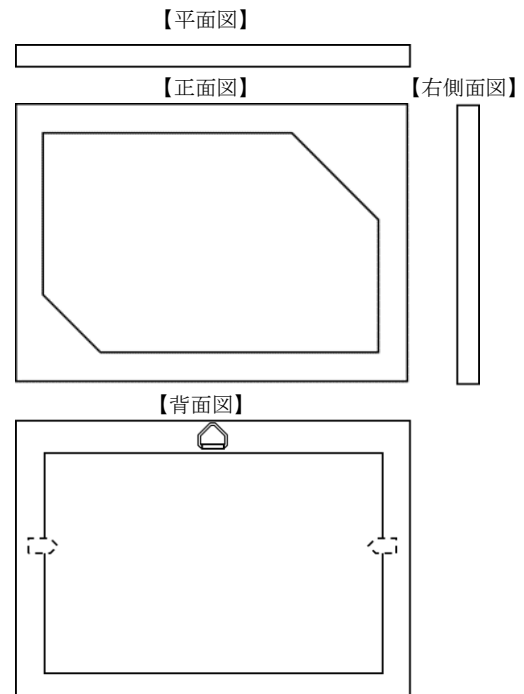
「額 縁」

意匠の説明：底面図は平面図と、左側面図は右側面図と同一に表れるため省略する。



「額 縁」

意匠の説明：底面図は平面図と、左側面図は右側面図と同一に表れるため省略する。実線で表した部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。



Ⅱ 意匠審査基準上規定するその他の運用に関する検討事項

上記Ⅰの検討の機会に合わせて、意匠審査基準上規定するその他の運用に関して、①「意匠に係る物品の区分」に係る運用の見直し、②一意匠の考え方の明確化、及び③組物の意匠制度の運用の見直しについても検討を行った。

1. 「意匠に係る物品」の欄の記載に係る審査の見直し（意匠審査基準 51.1.2.1 関連）

（1）現行制度における状況

現行意匠法は、「意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。」（意匠法第 7 条）と規定しており、意匠登録出願の願書には、「意匠に係る物品」を記載することとしている（意匠法第 6 条第 1 項第 3 号）。

意匠法施行規則別表第一においては、現状約 2,400 の意匠に係る物品の区分を例示しており、この物品の区分に属する物品について意匠登録出願をするときは、該当する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載し、いずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、この物品の区分と同程度の区分による物品の区分を記載することとしている。

上記法令の規定に加え、現行の意匠審査基準においては、以下のとおり、物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例を示している（意匠審査基準 51.1.2.1）。当該記載例に該当するものは、意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものとして、拒絶理由の対象となる。補正によって拒絶理由が解消した場合は、その補正後の内容をもって登録となる。

（参考 19）意匠審査基準第 5 部 一意匠一出願 一部抜粋

51.1.2 意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものの例

51.1.2.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

以下に該当する願書の「意匠に係る物品」の欄の記載は、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分によらないものである。

- （1）商標名、何何式等固有名詞を付したもの
- （2）総括名称を用いたもの
（例、雨戸と記載するのを建築用品と記載する場合等）
- （3）構造又は作用効果を付したもの
（例、何何装置、何何方法）
- （4）省略された物品の区分

(例、8 ミリ)

- (5) 外国文字を用いたもの
- (6) 日本語化されていない外国語を用いたもの
- (7) 用途を明確に示していないもの

(例、ブロック)

- (8) 組（意匠法施行規則別表第二（以下「別表第二」という。）によらないもの）、セット、一揃、ユニット（歯科用ユニットを除く。）、一対、一足等の語を用いたもの
- (9) 形状、模様及び色彩に関する名称を付したもの
- (10) 材質名を付したもの

(例、何何製)

ただし、普通名称化している場合は除く。

（２）現行制度において生じている問題

上記の意匠審査基準上の規定は、登録意匠の範囲の明確性の確保に資するものとなっている。

一方、例えば、図面に赤色の花瓶を表し、意匠に係る物品の欄に「赤い花瓶」と記載した場合のように、願書の記載及び願書に添付した図面等の記載を総合的に考慮すれば、意匠の明確性に支障の無いものも存在する。

ユーザーからは、こうした意匠の明確性に支障の無いケースについては、拒絶理由の対象としないよう、改善を望む声も寄せられている。

（３）対応の方向性

上記の状況に照らし、今後は、現行の意匠審査基準の「物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例」において、意匠の明確性の判断に支障の無い例については削除し、必須の事項のみとすることが適当である。

２．一意匠の考え方の見直し及び明確化（意匠審査基準 51.1.2.2、同 71.7.1.2 関連）

（１）現行制度の状況

意匠法第 7 条は、「意匠登録出願は経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない」と規定している。

同条は、意匠登録出願は意匠ごとにしなければならないことについて規定したものであり、一つの図面に多くの意匠を記載して出願する場合があるため、それを防ぐ目

的から注意的に規定したものとなっている¹⁵。

当該「意匠ごとに」との要件について、現行意匠審査基準においては、その原則を記載しているものの、具体的な判断基準については明記していない。

(参考 20) 意匠審査基準第 5 部 一意匠一出願 一部抜粋

51.1.2 意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものの例

51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例

願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

- (1) 二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
- (2) 二以上の物品の図面を表示した場合（数個の物品を配列したものを含む。）

ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

(2) 現行制度において生じている問題

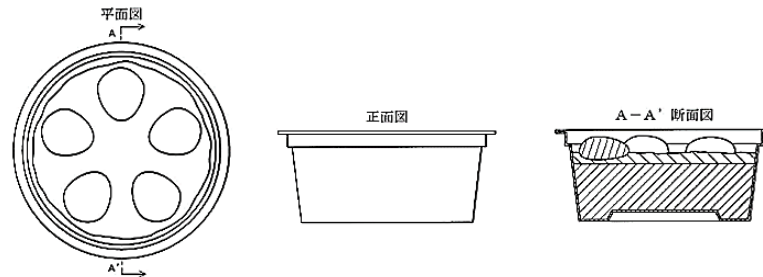
上記のとおり、「意匠ごとに」との要件について、意匠審査基準上、上記の判断原則のみの記載に止まることから、特に「(2) 二以上の物品の図面を表示した場合」の判断について、判断基準の明確化を求める声がある。

当該要件は、意匠権の権利内容の明確性にも影響するものであり、厳格な判断が必要となるものである一方、今日の意匠の創作や製品流通の実態に則した、より柔軟な判断を求める声もある。

以下に示す参考 21 の裁判例は、一の意匠であるか否かが裁判所において争われた例であるが、裁判所においては、今日の意匠の創作実態や流通実態に照らし、1) 製造方法、流通形態及び使用形態、2) 分離不可分性、並びに 3) 各構成要素の独立した取引の可能性等を考慮した判断がなされている。また、一意匠の判断については、当該裁判例の他、以下のように拒絶査定不服審判が請求されるケースも多い。

¹⁵ 工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 20 版〕1171 頁

(参考 2 1) 知財高判平 28.9.21 最高裁 HP (平成 28 年 (行ケ) 第 10034 号) において
一意匠と認められた容器付冷菓事件



【判決文一部抜粋】

(2) 物品の単一性

(中略) 意匠登録出願に係る物品が上記別表第一に列举されている物品の区分には該当しない場合に、当該物品が一物品といえるか否かは、願書における「意匠に係る物品」欄及び「意匠に係る物品の説明」欄の記載を参照した上、①意匠登録出願に係る物品の内容、製造方法、流通形態及び使用形態、②意匠登録出願に係る物品の一部分がその外観を保ったまま他の部分から分離することができるか、並びに③当該部分が通常の状態に独立して取引の対象となるか等の観点を検討して、当該物品が一つの特定の用途及び機能を有する一物品といえるか否かを、社会通念に照らして判断すべきものである。(中略)

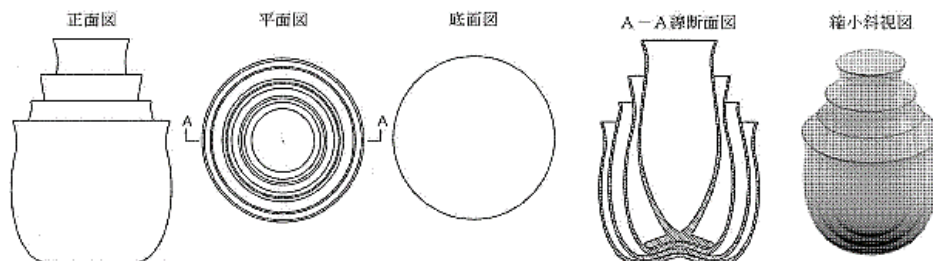
(3) 形態の単一性

ア 本願意匠の願書に添付された図面 (甲 1 の 2) は、形式上、二以上の形態を併記したものではない。実質的にも、容器内に冷菓を入れた状態の図面であって、冷菓と容器とは隙間なく接しており、一塊になった状態のものであるから、二以上の形態を併記したとはいえない。

したがって、本願意匠に係る形態は、単一と認められる。(中略) 容器と冷菓を区別して認識できることは、形態の単一性を否定する理由とはならない。被告の主張には、理由がない。(中略)

(5) よって、本願は、意匠法 7 条の要件を満たしており、取消事由 2 には理由がある

(参考 2 2) 不服 2010-14569 「コップ」 拒絶査定不服審判事件



【審決一部抜粋】

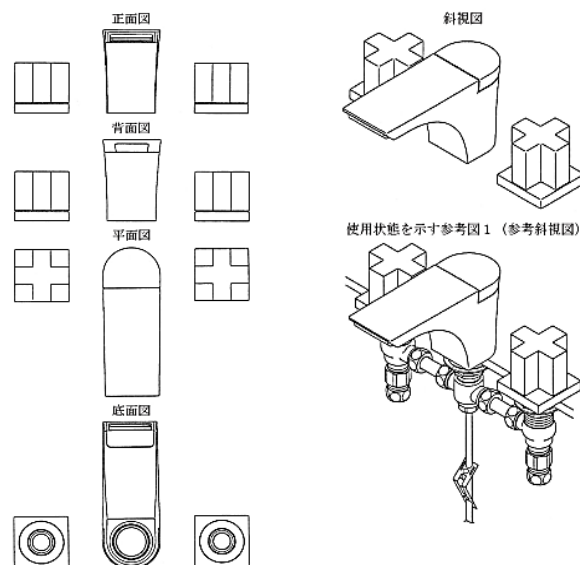
本願意匠の意匠に係る物品については、(中略) これら 4 つのガラスは積み重ねた状態でコース料理のテーブル上に配置され、飲食の用に同時に供されるものと認められる。

そして、その形態は、(中略) 開口部をわずかに外側に反らせた、太径、中径、細径の 3 種の大きさのガラスとしたものである。そして、これらのガラスに形成された突出部と凹陷部は、上から、脚台付きのガラス、細径ガラス、中径ガラス、太径ガラスの順で、各側面同士が接することなく安定的に納置できるよう、互いに嵌り合う形状に形成されており、これらのガラスを順次積み重ねた態様は、全体として花のつぼみを連想させ、形態的な強い一体感をもたらすものとなっている。

したがって、これら 4 つのガラスは、1 つのまとまりのある形態を表すための必要な構成単位をなし、特定の順番で安定的に積み重ねることができるよう形成されたものであって、互いに密接な関連性を持って創作されたということができ、また、願書の【意匠に係る物品の説明】に記載されているとおり、これら 4 つのガラスは積み重ねた状態でコース料理のテーブル上に配置され、飲食の用に同時に供されることも明らかであるから、本願意匠は独立した 4 つのガラス(コップ) を単に積み重ねただけとはいいきれず、全体として一の意匠を構成しているというべきである。

よって、本願は二以上の意匠に係る出願ではなく、経済産業省令に定める物品の区分若しくは同程度の区分により意匠ごとにされた出願と認められる。

(参考 2 3) 不服 2010-29058 「湯水混合水栓」拒絶査定不服審判事件



【審決一部抜粋】

湯水混合水栓における吐水口と左右水栓用ハンドルは、どれか何れを欠いても、湯水混合水栓の機能を実現することは不可能であるから、機能的関連性を有するものと認められ、また、常に一つにまとまり通常取引状態において全体が一つの商取引の対象となるものであり、さらに、洗面器に、それぞれの距離、大きさを固定して配置されることを想定して、本願意匠の具体的な態様において、左右水栓用ハンドルが同形であるなど、一定の形態秩序を有するものと認められる。

そうすると、本願意匠の該吐水口と左右水栓用ハンドルは、湯水混合水栓という機能

的関連性を有し、一つの商取引の対象であり、一定の形態秩序を有するものとして創作されたものということができるのであるから、本願意匠は一の創作の単位を構成するものであるといえ、一意匠として意匠登録を受けることができるといわねばならない。

（３）対応の方向性

上記の各問題に照らし、「図面等に二以上の物品を表示した場合」の判断について、意匠審査基準上に、以下の考慮事項に留意しつつ、基本的な考え方を明記することが適当である。

- （a） 今日の意匠の創作や製品流通の実態に則した柔軟な判断を求める声がある点
- （b） 知財高判平 28.9.21 最高裁 HP「容器付冷菓事件」において、現行法の下における物品の単一性の判断について、1）意匠登録出願に係る物品の内容、製造方法、流通形態及び使用形態、2）意匠登録出願に係る物品の一部分がその外観を保ったまま他の部分から分離することができるか、並びに 3）当該部分が通常の状態で独立して取引の対象となるか等を考慮し、柔軟な判断がなされている点
- （c） 現行の意匠法においては、一定の要件を満たせば二以上の物品であっても一の意匠として意匠登録を受けることができる組物の意匠制度（意匠法第 8 条）が設けられていることに照らし、組物以外の通常の出願において一意匠として意匠登録を受けるためには、意匠登録出願に係る意匠が、一の物品と認められるものでなければならない点

3. 組物の意匠制度についての運用の見直し（意匠審査基準 第 7 部第 2 章、同別添「組物の構成物品表」関連）

（１）現行制度における状況

我が国意匠法は、一意匠一出願の原則を有し、意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない（意匠法第 7 条）。この例外として組物の意匠（意匠法第 8 条）が規定されており、同時に使用される二以上の物品であって、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

この組物の意匠は、物品の組み合わせについて意匠法施行規則別表第二によって列挙された 56 の組物に限られたものとなっている。

さらに、当該各組物について、これらの構成物品については、現行の意匠審査基準

上、意匠審査基準別添「組物の構成物品表」に記載されたものでなければならぬとしている。

(参考 2 4) 意匠法施行規則 別表第二 (第八条関係)

一	一組の下着セット	二十九	一組の洗面化粧台セット
二	一組のカフスボタン及びネクタイ止めセット	三十	一組の台所セット
三	一組の装身具セット	三十一	一組の便器用付属品セット
四	一組の喫煙用具セット	三十二	一組の紅茶セットおもちゃ
五	一組の美容用具セット	三十三	一組のコーヒーセットおもちゃ
六	一組のひなセット	三十四	一組のディナーセットおもちゃ
七	一組の洗濯機器セット	三十五	一組の薬味入れセットおもちゃ
八	一組の便所清掃用具セット	三十六	一組のナイフ、フォーク及びスプーン セットおもちゃ
九	一組の洗面用具セット	三十七	一組のゴルフクラブセット
十	一組の電気歯ブラシセット	三十八	一組のドラムセット
十一	一組のキャンプ用鍋セット	三十九	一組の事務用具セット
十二	一組の紅茶セット	四十	一組の筆記具セット
十三	一組のコーヒーセット	四十一	一組の自動車用エアスポイラーセット
十四	一組の酒器セット	四十二	一組の自動車用シートカバーセット
十五	一組の食卓用皿及びコップセット	四十三	一組の自動車用フロアマットセット
十六	一組のせん茶セット	四十四	一組の自動車用ペダルセット
十七	一組のディナーセット	四十五	一組の自動二輪車用カウルセット
十八	一組の薬味入れセット	四十六	一組の自動二輪車用フェンダーセット
十九	一組の飲食用ナイフ、フォーク及び スプーンセット	四十七	一組の車載用経路誘導機セット
二十	一組のいすセット	四十八	一組のオーディオ機器セット
二十一	一組の応接家具セット	四十九	一組の車載用オーディオ機器セット
二十二	一組の屋外用いす及びテーブルセット	五十	一組のスピーカーボックスセット
二十三	一組の玄関収納セット	五十一	一組のテレビ受像機セット
二十四	一組の収納棚セット	五十二	一組の光ディスク再生機セット
二十五	一組の机セット	五十三	一組の電子計算機セット
二十六	一組のテーブルセット	五十四	一組の自動販売機セット
二十七	一組の天井灯セット	五十五	一組の医療用エックス線撮影機セット
二十八	一組のエアーコンディショナーセット	五十六	一組の門柱、門扉及びフェンスセット

(参考 2 5) 意匠審査基準第 7 部第 2 章 組物の意匠 一部抜粋

72.1.1.2 構成物品が適当であること

構成物品は、組物の構成物品表（第 1 3 部 別添参照）において組物ごとに定められたものとする。

すなわち、組物の構成物品は、組物の構成物品表の「備考」の欄に記載の場合を除き、「構成物品」の欄内に同時に使用される物品として並記されている各構成物品を少なくとも各一品ずつ含むものとする。

各構成物品以外の物品を含むものについては、その加えられた物品が各構成物品と同時に使用されるものであり、かつ各構成物品に付随する範囲内の物品であるもの場合には、構成物品が適当なものとして取り扱う。

なお、「備考」の欄において注意書が付されている組物については、その構成物品のすべてではなく、二種以上を最低限含む組み合わせによるものあるいはその組物の中の構成物品欄ごとの組み合わせによるものも、構成物品が適当なものとして取り扱う。

適当な構成物品によって構成されるものと認められない場合は、組物とは認められず、意匠法第 8 条の規定により拒絶の理由を通知する。

(参考 2 6) 意匠審査基準別添 組物の構成物品表

組物の意匠は、原則、それぞれの「構成物品」の欄内に掲げられる全物品を少なくとも各一品ずつ含むものでなければならない。

それ以外の物品を含むものについては、その加えられた物品が同時に使用されるものであり、かつ各構成物品に付随する範囲内の物品であるものとする。

なお、「備考」の欄に注意書が付されている組物は、その「構成物品」の欄内の二種以上を最低限含む組み合わせによるものあるいは細分された「構成物品」の欄ごとの組み合わせによるものを組物として取り扱う。

※以下構成物品表の一部のみ抜粋して転載

	組物	構成物品	備考
3	一組の装身具セット	ネックレス イヤリング	
4	一組の喫煙用具セット	卓上ライター 灰皿	
5	一組の美容用具セット	電気マッサージ器 電気眉毛そり器 電気洗顔パフ 電気吸引パター	いずれかの欄の 構成物品の組み 合わせ方によるも の

6	一組のひなセット	内裏ひな 三人官女 五人ばやしひな 左右大臣ひな	
7	一組の洗濯機器セット	電気洗濯機 衣類乾燥機	

以下略

（２）現行制度において生じている問題

「組物の構成物品表」は、組物の意匠の構成物品の適切性の判断において、審査運用の明確性と安定性に資するものとなっている。

一方、現状では当該構成物品表の「構成物品」の欄内に掲げられる全物品を少なくとも各一品ずつ含むものでなければならないことから、多様化する意匠創作の実態、に則していないとの指摘もある。

（３）対応の方向性

今後は、「組物の構成物品表」については、適切な構成物品の例を示したものとし、構成物品は、社会通念上同時に使用される物品と認められるものの範囲内で、出願人の任意とすることが適当である。

Ⅲ 改訂意匠審査基準案の取り扱い

本ワーキンググループでは、現行意匠法の規定の下で対応可能な意匠審査の運用指針として、上記考え方を踏まえた改訂意匠審査基準案を作成した。（添付別紙）

当該改訂意匠審査基準案は、意匠制度小委員会に報告し、意見募集手続等を経た上で、適用することが適当である。

以上

改訂意匠審査基準案

※以降の改訂意匠審査基準案の内容は、資料 3 と同じであるため省略